

東彼杵町事業者・関係人口DXプロジェクト業務受託候補者募集要項

1 目的

東彼杵町事業者・関係人口DXプロジェクト推進業務を実施するにあたり、運営業務を委託する事業者を公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定する際に必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

東彼杵町事業者・関係人口DXプロジェクト推進業務

(2) 業務内容

別紙特記仕様書による

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 業務委託限度額

7,986,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 以下ア、イの各要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

イ 東彼杵町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成23年告示第85号）別表1に掲げる要件に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

(3) 参加にあたり、国または県から入札参加資格にかかる指名停止を受けていないこと。

(4) 東彼杵町税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の滞納がないこと

4 選定スケジュール

契約締結までのスケジュールは以下のとおり

内容	日程・期日
質問受付期限	令和6年5月2日（木）17時
質問回答日	令和6年5月7日（火）
参加表明書及び企画提案書等の提案提出期限	令和6年5月10日（金）17時
提案内容に係るプレゼンテーション	令和6年5月15日（水）
特定及び非特定結果通知	令和6年5月下旬
契約締結・業務開始	令和6年5月下旬

※プレゼンテーションの時間及び場所については参加表明者へ別途通知します。

※プレゼンテーションの時間については1社につき3名以内、20分程度（質疑応答の時間は別途確保します。）

※参加申込の結果については、提出書類に基づきプロポーザル参加資格を満たすことを確認し、令和6年5月13日(月)に通知します

※本業務に係る説明会は実施しません。

5 質問受付及び回答方法

(1) 質問受付

ア 受付期限：令和6年5月2日（木）17時まで

イ 提出先：本要項11担当課宛て

ウ 提出書類：様式1「質問票」

エ 提出方法：電子メール（送信後、担当課宛てに電話連絡すること。）

オ 留意点：

- ・電子メール以外での質問票の提出は受け付けない。
- ・電子メールのタイトルは「東彼杵町事業者・関係人口DXプロジェクト業務に関する質問（事業者名）」とすること。
- ・本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問は一切受け付けない。
- ・質問票の内容に疑義が生じた場合は、町より質問者へ問い合わせをする場合がある。

(2) 質問回答

ア 回答日：令和6年5月7日（火）

イ 回答方法：町ホームページに回答を掲載する。

ウ 留意点：

- ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。

6 参加表明及び企画提案書等の提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び企画提案書、見積価格提案書等を作成し、以下により書類を提出すること。なお、縦覧設計書はあくまで参考であり、見積価格提案書については、別添特記仕様書の業務①～③の区分ごとに算出すること。

(1) 提出方法

ア 提出期限：令和6年5月10日（金）17時まで

イ 提出先：本要項11担当課宛て

ウ 提出書類:

提出物	部数
様式2「参加表明書」	
会社等の概要が分かる資料（パンフレットのデータやHPのURL等）	
様式3「企画提案書等提出書」	
企画提案書	正本1部 副本5部
見積価格提案書	正本1部 副本5部
町税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあつては都税）を滞納していないことの証明書（写し可）	1部
共同事業体で参加する場合のみ、以下の書類も提出すること。 様式4「共同事業体結成に係る届出書」	1部
様式5「暴力団排除に係る誓約書」	1部
履歴事項全部証明書の原本	1部

エ 提出方法：郵送または持参

- ・ 郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。
- ・ 持参の場合の受付時間は、土日祝日除く午前9時から午後5時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。

(2) 作成方法

ア 企画提案書の構成

表紙、目次、本編で構成すること。企画はA4判（縦書き・横書きは不問）、原則両面印刷長辺綴じ、本編20ページ以内で作成すること。ただし、図表等に対応が困難なものを除く。A3判の折込みは可とする。白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。

①表紙

題名に「東彼杵町事業者・関係人口DXプロジェクト業務委託企画提案書」と記載すること。

②本編

別紙「特記仕様書」を熟読の上、具体的に記載すること。

イ 見積価格提案書

- ・ 様式は任意とする。
- ・ 経費の総額を示すとともに、別紙縦覧設計書の業務の要素ごとに費用内訳を示すこと。

ウ 留意事項

- ・ 目次には参照先のページ番号を記載すること。
- ・ 用語の定義を明確にし、統一して使用すること。専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- ・ 提案内容については、見積価格提案書の金額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。（消費税及び地方消費税を含む）

7 提案の審査及び特定の方法

(1) 審査方法

提案書等の提出書類をもとに、以下の審査基準による書類審査を行う。必要に応じてヒアリングまたは書面での質問等を行う場合がある。

(2) 評価項目

- ①評価委員が、別途定める評価基準に基づいて提案内容等の評価を行う。
- ②評価委員は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- ③プレゼンテーション審査の結果の評価点により受託候補者を決定する。

(3) 評価結果の通知

- ①プロポーザル結果の公表は、提案者に対して個別に文書を送付及び町ホームページで行う。
- ②審査の経緯及び内容に関する問い合わせにはお答えできません。
- ③審査結果に対する異議は受付できません。

(4) 審査の除外

次のいずれかに該当する場合は、当該提案を無効とし、審査の対象から除外する。

ア 提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項、提出期限等に適合しない場合

イ 見積金額（税込）が業務委託限度額を上回っている場合

8 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、本業務への参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要項3に示す参加資格要件を欠くことになった場合

契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。なお、受注者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

9 契約方法

- ①候補者の提案内容に基づき、協議を行った後に、随意契約を行う。
- ②特段の事情により候補者と協議が不調に終わった場合は、次点の者を新たな候補者とする。

10 その他

(1) 提出書類等の取扱い

- ・提出書類等は、返却せず、本町の責任において処分する。
- ・提出書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ・提出書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ・提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。

(2) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により書類を提出すること。

ア 提出先：本要領11担当課宛て

イ 提出書類：様式6「辞退届」

ウ 提出方法：電子メール（送信後、担当課宛てに電話連絡すること。）

11 担当課

東彼杵町産業振興課商工観光係

住所：〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6

電話：0957-46-5354

電子メール：shoukou@town.higashisonogi.lg.jp